入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年10月16日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　石川　雄一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　五十里ダム取水放流設備新設工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　栃木県日光市川治温泉川治地先
⑷　工事内容
選択取水設備　製作・据付　1式
放流管　製作・据付　1式
利水放流設備　製作・据付　1式
付属設備　製作・据付　1式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成31年3月29日まで。
⑹　本工事は、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型S型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
⑺　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。
なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。
（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）
⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去2年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。
なお、5⑹で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。
なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページにより公表する。
⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。
なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒀　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。
⒁　本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題並びに新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議」の設置対象工事である。
⒂　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。
⒃　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成12年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　ダムにおける取水量が7.0㎥／s以上の選択取水設備を自ら製作し据付した工事であること。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。
㋑　ダムにおける選択取水設備を自ら製作し据付した工事であること。
異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績と認める。
なお、㋐及び㋑における「自ら製作し据付した」とは、水門設備全体のシステム設計を行い、設備全体を施工した実績とする。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、現地での設置期間は平成29年10月1日から平成31年3月29日を予定する。
また、本工事は建設業法第2条に掲げる建設工事の内「鋼構造物工事」である。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　主任技術者は、建設業法第7条2号に掲げるものであること。（詳細は入札説明書による）
②　監理技術者にあっては、建設業法第15条2号に掲げるものであること。（詳細は入札説明書による）
③　1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　ダム用水門設備を据付した工事であること。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。